# 5. 評価書案に対する主な意見及びそれらについての実施者の見解の概要

1. 事業計画

評価書案について都民等から提出された意見書の意見の件数は、表 5-1 に示すとおりである。

## 表5-1意見の件数の内訳

意見等	件数
都民等からの意見書	4

提出された意見の全文を掲載し、これとともに、意見に対する実施者の見解を以下に示す。

# 5.1都民等の意見書の見解

項目

(1)環境影響評価の全般に関するもの

意見の内容
(1)懸念されるのは野村不動産が元寮の隣の空き地
(弦巻5丁目交差点の大きな空き地) を買い取って
マンションもしくは建て売り分譲にしようとしてい
るのを空き地の看板で見ましたが、あの場所に一般
の住居が建つと匂いやオリンピック後にまた再開さ
れるであろう区民祭りや愛馬の日などの大きいイベ
ントへの苦情などが懸念される。イベントがある時
期はすごい人手で、自転車置き場が桜新町側に無い
ため、違法に駐輪したり車が多く停車したりしてい
るので、必ずあの空き地に住居が建ったら苦情が絶
えないでしょう。土地の形もイビツですし、あの一
画自体を総合的に管理できるよう買い取る必要性も
あると思われる。

桜新町側に住んでいるからというのもあるが、駅の最寄りとして一番近いのは桜新町であるが、自転車の置き場が遠いので、イベントの時には対角線状に一番遠いところに行かされるので、今後どうにか改善されると嬉しい。

現在、けやき並木道は車が入れなくなっており、 子供達の自転車の練習場所として重宝されているの で、そこもなくしてほしくないところです。

近隣のTSUTAYAやスタバが入っている施設の自転車置き場が狭く飽和状態で並木道に置いている自転車が多いが、天気の良い日には1/3ほど並木道が埋まるほど自転車が置かれる。周辺は住宅地と大学くらいでほとんどが近隣のTSUTAYAとかの入っている施設とけやき並木道が目当てに感じられ、今の状態を残してほしい。それでなければ、安全に子供達を野放しにしたりできる広い場所が確保できない。未就園児の親は特に有難い場所になっている。近辺で親子で気軽に入れるファミレスやその合間に息抜きできる場所はないからです。

砧公園や駒沢公園には少し距離があるのと、親子で安心して入れる広いファミレス、無料で息抜きできる施設(子供の本が充実してる本屋、キッズルームのあるカラオケ、無料で生き物が見れるバイオリウム)も兼ね備えていないからです。

最後に、近隣住民としてはオリンピックまでの間の災害時の避難場所が失われるということを懸念しております。私の住んでいるところの災害時指定避難場所は上に首都高速道路が通っている 246 を越え

# 実施者の見解

(1) 駐輪場は、計画地の北エリアに設ける計画としておりますが、現時点では詳細な配置計画及び駐輪場台数は未定となっています。今後、馬事公苑では、来苑者の利便性に配慮して駐輪場の配置、台数について検討する計画としています。また、多数の来苑者が見込まれるイベント時においても、現在と同様に、周辺への違法駐輪が為されないよう周知するなど適切に対応する予定としています。

また、けやき並木については、本事業により 改築等を行う計画はありません。

「馬事公苑・東京農業大学一帯」は、宮坂一 〜二丁目、三丁目の一部、経堂一〜五丁目、弦 巻一、三〜五丁目、桜一〜三丁目、桜丘一〜三 丁目、桜新町一〜二丁目、上用賀一〜四丁目、 世田谷一〜二丁目、用賀一〜三丁目を地区割当 とする避難場所に指定されております。当該地 区は、避難計画人口あたり1平方メートル以上 を確保するという避難場所の原則に対し、それ 以上の有効面積が確保されています。馬事公苑 が一時的に休苑されても、その原則以上の面積 は確保されます。

なお、東京 2020 大会後においては、苑内の正門から近く利便性の高い位置に、原っぱ広場・子ども広場として拡がりのある大きな草地の広場を設けることで、避難場所の機能としても一層の活用が可能となる計画としています。

た深沢中学校となっております。阪神大震災では高架が倒れて道を塞いでいる映像があり、246を渡るよりも北上した馬事公苑の方が安心して集合できると感じており、東京防災の冊子をいただいた際の家族の話し合いでもメインの集合場所は馬事公苑と話しておりました。オリンピック開催前後での避難場所としての機能に関しても熟考願いたいです。我々昔からの住民としては、馬事公苑はあって当たり前の身近な施設ですので。

項目 2. 施工計画

#### 意見の内容

(1) 5. 工事期間が5、6年は長すぎます。環境影響評価に、工事期間の評価がなされないことは、問題であることを述べておきます。工事による、近隣住民の受任限度を評価すべきではありませんか。それが無いのであれば、追加すべきです。

## 実施者の見解

(1) 評価書案における工事の実施に伴う環境影響評価は、「東京 2020 オリンピック・パラリンピック環境アセスメント指針(実施段階環境アセスメント及びフォローアップ編)」(平成 28 年6月 東京都環境局)に基づき実施しています。

工事期間を直接評価する項目はありませんが、工事中の建設機械の稼働に伴う大気質、騒音及び振動については、建設機械の稼働による影響が最大となる時期を対象に予測しており、いずれも評価の指標を満足すると考えております。

工事の実施に当たっては、排出ガス対策型建設機械(第2次基準値)の使用、防音シートの設置等のミティゲーションを実施し、周辺への影響ができる限り小さくなるよう配慮を行う計画としています。

# (2)環境影響評価の項目に関するもの

頁目 │ 1. 大気等

## 意見の内容

#### (1) 1. 浮遊微粒子についての評価

自動車排ガス期限の微粒子についての評価が記載 されています。馬事公苑には、自動車排ガスの他 に、特有の問題がありますが、評価対象から抜けて います。それは、砂の馬場の砂粒子が風で舞い上が り、近隣の住民に被害を及ぼしていることです。世 田谷区の街づくり条例に基づく意見交交換会の議事 録に記載されていますが、南エリア住民からの公式 のクレームが馬事公苑に寄せられています。周辺住 民のクレームに対し、馬事公苑は何らかの化学的な データを取得しているはずです(取得していなけれ ば、事業者の責任を果たしていないことになりま す。) 馬事公苑にデータを要求してください。その 上で、オリ・パラ時、オリ・パラ後の化学的データ を用いた影響評価を行ってください。あるいは、馬 事公苑の提示する対策が現計画に盛り込まれる予定 があるのであれば、その対策の有効性を化学的に検 証して、結果を記載してください。

## 実施者の見解

(1) 評価書案における大気等の環境影響評価は、「東京 2020 オリンピック・パラリンピック環境 アセスメント指針(実施段階環境アセスメント 及びフォローアップ編)」(平成 28 年 6 月 東京都環境局)に基づき、工事用車両の走行及び 建設機械の稼働に伴う影響を対象に実施しています。

人馬の馬術訓練、馬術競技会の開催などを目的として昭和15年に開苑した馬事公苑は、その設置目的のため、開苑当初から馬場(砂や芝)及び砂走路を有しています。今回の計画においても、馬事公苑の設置目的からこれらの施設が不可欠なものである点は変わるものではありません。

なお、これらの施設の砂塵に関するご意見は、「より良好な生活環境の保持」へのご意見と考え、防砂用ネットやフェンスの新設、砂素材の変更に伴う保水機能の向上による飛散抑制効果を図るとともに、日常管理における改善措置等を行う計画としています。また、苑のほとんどが、樹高のある外周林で囲まれていることも抑制効果があると考えます。

2. 緑

#### 意見の内容

(1)3. 緑

第1の質問は、工事計画の熟度に応じた評価を行うと言いながら、本緑の評価のみは、本環境影響の評価対象にしていることです。合理的な説明が無いのは問題です。

第1の質問は、苑内の木を可能な限り残すという趣旨の記述と実態の乖離の問題です。緑の量について、基準を満たすとの記述もあります。これらに対して、本環境影響評価では、その記述をそのまま鵜呑みにしています。馬事公苑の緑の分布についての評価が抜けています。つまり、東京都から都市計画公園に指定されており、実質的に公園的役割を担っているのが現在の馬事公苑です。

オリ・パラによって、境界木と武蔵野自然林は保 全される計画となっています。問題は、実際には、 これらの木の数が、それ以外の苑内に名前が付けら れた広場に点在する樹木の本数よりも圧倒的に多い ことです。つまり、実際に公園的な機能を担ってい るのは、境界木ではなく、苑内の名前が付けられた 広場の木なのです(木陰で憩う、そこに整備されて いる遊具で遊ぶ、など)。したがって、これらの 木々をこそ、伐採しないような整備計画でなくては ならないのです(それができないのであれば、馬事 公苑はオリ・パラをできない場所ということになり ます)。緑の評価を、単に苑内の木々の総数を分母 にした評価では、緑が十分確保されているような数 値となるのかもしれません。しかし、そのような環 境影響評価は、都民の生活への影響を無視した評価 ということになります。

図1をご覧ください。線で囲った領域は都民が憩う場所で、高木が茂った樹林が点在しています。オリ・パラ後は図1の下の絵のように変貌します。木々がほとんど無い状態となることが分かります。これが、本環境影響評価では、浮彫になっていません。



実際の公園的機能を発揮している区域とそうではない区域とは、分けて評価することが、必要ではありませんか?。 林業における伐採と代替地への植林で平衡させることと、都市公園の緑保全とは全く異なるのですから。

言いたいことは、現在の馬事公苑の緑の保全への

実施者の見解

(1) 評価書案では、現時点では、第1期工事及び 第2期工事で整備する建築物の具体的な計画が 未定であるため、計画の熟度を踏まえ、解体工 事及び第1期工事の実施に伴う環境影響及び緑 化計画に係る環境影響を実施しています。

また、評価書案における緑の環境影響評価は、「東京 2020 オリンピック・パラリンピック 環境アセスメント指針(実施段階環境アセスメント及びフォローアップ編)」(平成 28 年 6 月東京都環境局)に基づき、計画地内の現況調査を実施するとともに、「法令等の緑化基準面積等」を評価の指標として、世田谷区みどりの基本条例における基準緑化と比較して評価を実施しています。

事業の実施に当たっては、苑内の一部の樹木 は移植を行いつつ、適宜、新植樹木を配植して 緑量を確保する計画としています。

また、緑化計画は、樹木医等の専門家の意見を参考にしながら、将来を見据えた適切なに親し、将来を見据えた適切に親し、のる公苑整備を行うことで、これまで同様、緑にに親しめる公苑整備計画としています。具体的には、の大の園的機能を確保するため、正門付近では存の上のの歴史と風格を感じられるよう既存の上がられる。まずとしています。を発生では、サクラドとする計画としています。といては、特徴的なヒマラヤスギ群を保全することで馬事公苑の歴史を紡ぐ計画としています。

また、苑内で親しまれてきたお花畑やウメ、サクラ、フジ等については、四季の広場として 集約し、一年を通じて見どころのある広場とする計画としています。そのほか、正門から近く 利便性の高い位置に、原っぱ広場・子ども広場として拡がりのある大きな草地の広場を設けることで、馬と人にとってフレキシブルな緑空間を整備する計画としています。 取り組みと工夫は、都民生活への影響を最小にする ということではなく、オリ・パラを開催することに のみ重点が置かれているということです。この絵か ら、どうして緑を守る整備計画だ、と言えるのです か?緑を毀損してでも、オリ・パラを開催する、と いうのが実態でしょう。

環境影響評価の目的は、計画に対する科学的な分析によって、種々の矛盾があぶりだされ、より良い整備計画に誘導するということのはずです。見かけ上基準をみたしているから、環境影響は少ない、と結論するのは本末転倒ではありませんか。本環境影響評価は、現地の状況の精細な調査が不足しています。評価をやり直すべきです。

項目 3. 景観

# 意見の内容

# (1) 4. 景観の問題

図2をご覧ください。この写真は、近隣のマンションの屋上から現在の馬事公苑を撮影したものです。現事務棟の高さは11.8mですが、整備計画では高さが20mのメインオフィイスになります。消失する森についても点線で囲って示しています。

# 図2 眺望と全体の景観変化の程度



言いたいことは、これだけの眺望の変化が予測されるという事実です。

一方、本環境影響評価においては、景観については、熟度に応じて評価すると記載されています。問題は、図2に示すような影響を評価する計画となっていないことです。本環境影響評価において、影響の評価の測定点は5カ所が挙げられていますが、いずれも、ほとんど影響を受けない測定点、言い換えると、問題がなさそうな5カ所からの測定を行うことと記述されていることです。

実際に影響を受ける、近隣の高層マンションも、 影響評価地点に追加するべきであることをコメント します。その上で、受忍限度を超えるかどうかにつ いて評価・判断すべきです。

例えば、最大高さが 20m のメインオフィィスが建設されると、これまでは見えていた馬事公苑の部分が建物でスクリーニングされてしまいます。この影響は、マンションの位置によって大きな違いがあります。そのような影響について評価し、影響が大きい場合はそれを指摘し、事業者に適切に対応することを促すべきです。例えば、建物の高さを現状程度

#### 実施者の見解

(1) 調査計画書では、眺望景観の予測地点としては、「東京都環境影響評価技術指針(付解説)」(平成26年3月 東京都環境局)に基づき、不特定多数の人の利用頻度及び滞留度が高い場所として計画地周辺の交差点等を代表的な眺望地点として選定しています。同指針では、

「一般的に自由に人が立ち入ることが困難な建物屋上等は、代表的な眺望地点ではない」とされていることから、近隣のマンション等のベランダや屋上は代表的な眺望地点として選定しておりません。

なお、本事業で整備する建築物の諸元については、現時点では具体的な計画が未定であるため、本評価書案では景観の評価は実施しておりませんが、今後の計画の熟度に応じて適切に実施してまいります。

に変更するといったように。現状程度であれば、影響をほとんど無くすことになり、問題が解消されます。

なお、これらの図 1 (p. 23 参照)、図 2 (p. 24 参 照)は、事業者に対して、周辺住民の意見として提 供しています。

## 項目 4. 自然との触れ合い活動の場

#### 意見の内容

(1)評価書案を読み、実際の馬事公苑に行っていて 感じたところはどんぐりが実る樹木を残していただ きたいということです。

近隣の多くの保育園、幼稚園、児童館サークル (未就園児)たちが、一年に一度は馬事公苑に遠足 に出かけます。そこでどんぐり拾いに夢中になっている姿をよくみます。児童館サークルでしか経験がありませんが、正門から入り、右側の馬場を反時計回りしてひまわり広場を通り、ウメ広場?の遊食でおかまたのあと遊具で遊んでお辞れる場所です。あんなにとどんぐりが採れる場所ではなかなかありません。樹木に関して評価書案にはなかなかありません。樹木に関して評価書案には高潔にしか書かれておらず、馬事公苑をあまいと思い方が見てもどういう場所なの名所でもあることをお伝えしたいです。

メインアリーナの自動販売機があるところの横に 馬の形をした二つの蛇口が同時に使える水場も素敵 な趣なので残してほしい。

また、近辺で子供達が車との事故などなく安全に 過ごせる貴重な場所となっております。ボールや自 転車、乗用玩具、シャボン玉など禁止で規制も多い ですが、それにより保たれている環境もあるのかな と思います。

また、馬に関しての知識がないため、馬への影響がどうなのかわかりませんが、道路に面して馬小屋がある場所があり時折道路越しに見られる、また動物の独特な匂いなどは貴重な経験で、馬を身近に感じられます。周辺の子供達がいつも身近に感じられるので、道路に面した馬小屋から馬を見られる機会は失いたくありません。

(2) 1940年開苑の馬事公苑は、東京都の緑あふれる憩いの場である多くの公園のなかでも、特に美しい公苑だと思います。小池知事もいらしたことがあると思いますが、武蔵野の森、木立からみえる馬の走る姿、木陰に守られた子供たちの広場、芝生のアリーナ、76年もの間私たちを見守ってきたヒマラヤスギや松の大木は、都内では、とても少なくなってきた景色です。30年前は、緑の多かった世田谷の住宅地ですが、現在は宅地化が急激に進み、交通量は増え、古い樹木は伐採され、鳥の声、虫の音を聞くことが難しくなってきました。

大変個人的な想いをつづったもので、説得力がないことは、承知なのですが、15日間のオリンピックのために、6年間公苑は閉ざされ、多くの大木は伐採され、1万4千人を収容できる競技会場が建設されることに不条理を感じずにはいられません。休

#### 実施者の見解

(1) 事業の実施に当たっては、苑内の一部の樹木 は移植を行いつつ、適宜、新植樹木を配植して 緑量を確保する計画としています。

また、緑化計画は、樹木医等の専門家の意見を参考にしながら、将来を見据えた適切な緑環境整備を行うことで、これまで同様、緑に親しめる公苑整備計画としています。

苑内のクヌギ、カシ、コナラ等の樹木についても、保存、移植及び新植の配置により、引き続きどんぐり拾いも楽しめる公苑整備計画を検討する計画としています。

また、苑内には引き続き厩舎や放牧場、遊具のある子ども広場等を整備し、馬と触れ合う都 民の憩いの場とする計画としています。

(2) 本事業は、馬事公苑の所有者である日本中央 競馬会が、老朽化した施設の更新を検討してい たところ、平成27年2月のIOC理事会において 東京2020大会の馬術競技会場(クロスカントリ ーを除く)として馬事公苑の利用が決定したこ とを受け整備を行うものです。

事業の実施に当たっては、苑内の一部の樹木 は移植を行いつつ、適宜、新植樹木を配植して 緑量を確保する計画としています。

また、緑化計画は、樹木医等の専門家の意見を参考にしながら、将来を見据えた適切な緑環境整備を行うことで、これまで同様、緑に親しめる公苑整備計画とするほか、苑内には引き続き厩舎や放牧場等を整備し、都民の憩いの場となる馬と触れ合う公園的施設とする計画としています。

日、馬事公苑で過ごす時間・空間を楽しみにしている都民の声は、計画には反映されていないと思います。子育で・介護・仕事それらの日常生活に、ゆったりとした存在で寄り添ってきた馬事公苑の存在の大きさは、競技場計画を立てる方々に認識されていない印象があります。また、駐車場の情報が環境アセスメントには掲載されていないようです。現在の計画以上に自然憩いの場が、壊されてしまうのではと危惧しています。

また、7・8月の夏場の開催では、35度を超える蒸し暑い環境の中、馬が苦しみながら競技に臨むことになるのではないしょうか。夏場、多くの日本の乗馬クラブでは、馬たちは点滴を打ちながら、従事しているとも聞きます。八ヶ岳や小淵沢のような夏でも気温が低く、馬場も整備しやすい場所での開催は、難しいでしょうか。

ヨーロッパから来た馬術という競技、高温多湿な 密集した住宅地で行うことは、競技内容と会場がミスマッチではないかと思います。とりとめのない文章で、申し訳ありませんが、小池都知事、政策担当 の方々が馬事公苑を少しでも現状に近い形で、残していくことに共感頂くことが出来ましたら、そのお気持ちを今後の計画に反映していただけたらと思います。 なお、駐車場については、評価書案 p. 17 に記載しているとおり、北エリア及び南エリアでは、東京都駐車場条例及び世田谷区建築物の建築に係る住環境の整備に関する条例に基づき適切な駐車場台数を確保するとともに、公和寮エリアに来苑者用駐車場を設置する計画としており、評価書案では、これらの駐車場を考慮して予測を行っております。

項目

5. 交通安全

#### 意見の内容

(1)交通安全について

# 【小田急経堂駅】

・ホームは安全な幅、エレベーターは車椅子2台が 同時に入れる大きさが確保されている。

#### 【小田急千歳船橋駅】

・新宿方面ホームへのエレベーターは車椅子2台が 同時に入れる大きさだが、小田原方面ホームへの エレベーターは車椅子1台分の大きさとなってい る。

#### 【東急桜新町駅】

- ・ホームから改札までのエレベーターは車椅子1台 分の大きさとなっている。
- ・改札から地上への経路ではエスカレーターの設置 がなく、車椅子1台分のエレベーターの設置およ び階段のみとなっている。

#### 【東急用賀駅】

- ・ホームから改札までのエレベーターは車椅子1台 分の大きさとなっており、エスカレーターは設置 されていない。
- ・改札から地上への経路では、車椅子1台分のエレベーター、エスカレーター、階段が設置されている。

## 【小田急経堂駅から馬事公苑への道路状況】

- ・経堂駅からの商店街を抜けて農大通りに入る箇所で $4^{\circ} \times 100m$  の登り傾斜がある。
- ・評価書案の概要にも記されてあるが、農大通りは 歩車分離ができておらず、誘導員の配置や、開催 時の交通規制など配慮が必要である。

## 【東急上町駅から馬事公苑への道路状況】

- ・世田谷区立桜小学校を左折するところで、7°×5m、3°×30mの登り坂があり、車椅子利用者に は配慮を要する。また、桜小学校横の歩道の真ん 中に縁石があり段差となっている。
- ・桜小学校から世田谷通りへ抜ける道に歩道幅 0.9mの箇所があり、車椅子同士のすれ違いが困 難な幅となっている。

#### 【まとめ】

- ・馬事公苑周辺の道路は歩道が整備されている箇所が多く歩きやすい印象があった。
- ・各駅からは経路はわかりづらいため、案内表示な どを検討する必要があると思われる。

実施者の見解

(1) 大会時の観客の主要な動線については、組織 委員会、国及び都が、協議会を設置して策定を 進めている「Tokyo2020 アクセシビリティ・ガイ ドライン」を踏まえ、都が整備する施設等につ いて対応を行っていくとともに、他の施設管理 者等に表示サインも含めたアクセシビリティの 確保について働きかけていきます。 項目 6. その他

意見の内容

#### (1) 2. 堆肥臭気の問題

上記と同様に、馬の糞尿がしみ込んだ藁を堆肥にする際の臭気が、近隣の住民を悩ませています。厩舎の増強など、滞在馬の数が増え、堆肥の量も増えます。この堆肥に関する臭気についての評価がなされていません。環境影響評価の項目に追加してください。住民の要求は、過去何年もなされているので、馬事公苑において、何らかの測定がなされているはずです。それらデータを取得していないとすれば、事業者として極めて不適切な周辺住民への対応ということになります。オリ・パラを機に、科学的なデータに基づく評価をお願いします。何らかの臭気対策が検討されているのであれば、その有効性を検証し、記載してください。

#### 実施者の見解

(1) 人馬の馬術訓練、馬術競技会の開催などを目的として昭和15年に開苑した馬事公苑は、その設置目的のため、開苑当初から、馬を繋養する施設であり、現在の都市計画上の公園の区分は「動物のいる特殊公園」(未開設)とされています。

臭気対策としては、現在、馬房用の敷料(寝ワラ)のうち、使用しなくなったものを苑内のいくつかの屋根付きの場所に一旦集め、極力、臭気が発生しないよう毎週搬出しております。

事業の実施にあたっては、使用済み敷料の一時集積について、配置箇所の工夫や集積所を新たに建物構造とするなど、周辺への影響をできる限り小さくするための配慮を行う計画としています。